

(再評価)

資料 2 - 3 - ②

関東地方整備局

事業評価監視委員会

(平成26年度第4回)

# 渡良瀬川 直轄河川改修事業

平成26年10月10日

国土交通省 関東地方整備局

河川事業

平成23年度		再評価								
事業名(箇所名)	渡良瀬川直轄改修事業	担当課	水管理・国土保全局治水課			事業主体 関東地方整備局				
		担当課長名	森北 佳昭							
実施箇所	群馬県桐生市、みどり市、太田市、館林市、板倉町、栃木県足利市、佐野市、栃木市									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	築堤、河道掘削、橋梁対策									
事業期間	平成24年度～平成53年度									
総事業費(億円)	約403	残事業費(億円)	約403							
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <p>・渡良瀬川流域は、栃木県、群馬県を流れ、群馬県桐生市、栃木県足利市、佐野市といった中核都市の市街地、ならびにJR両毛線や東武線、東北自動車道、国道50号線など基幹交通が整備されており渡良瀬川に沿って人口・資産が集積しているため、氾濫被害ポテンシャルが大きい。</p> <p>洪水実績： 昭和22年9月洪水(床下浸水5,990戸、床上浸水18,279戸、死者・行方不明者709名)</p> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <p>概ね1/20～1/30規模相当の洪水を、安全に流下させることを目的として、段階的な河道整備を行う。</p> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <p>・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>									
便益の主な根拠	<p>年平均浸水軽減戸数：1,635戸 年平均浸水軽減面積：532ha</p>									
事業全体の投資効率性	基準年度	平成23年度								
	B:総便益(億円)	3,051	C:総費用(億円)	246	B/C	12.4	B-C	2,806	EIRR (%)	66.3
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	3,051	C:総費用(億円)	246	B/C	12.4				
感度分析	備考	<p style="text-align: center;">残事業(B/C)      全体事業(B/C)</p> <p>残事業費(+10%～-10%) 11.4 ～ 13.6    11.4 ～ 13.6</p> <p>残工期(-10%～+10%) 12.7 ～ 13.0    12.7 ～ 13.0</p> <p>資産(-10%～+10%) 11.2 ～ 13.6    11.2 ～ 13.6</p> <p style="text-align: center;">当面の段階的な整備(H24～H30) : B/C=12.8</p>								
事業の効果等	<p>・概ね20～30年間の整備により、1/20～1/30規模相当の洪水に対して、市街地や主要交通網への浸水被害が解消される。</p>									
社会経済情勢等の変化	<p>・渡良瀬川流域は、栃木県、群馬県を流れ、群馬県桐生市、栃木県足利市、佐野市といった中核都市の市街地、ならびにJR両毛線や東武線、東北自動車道、国道50号線など基幹交通が整備されており渡良瀬川に沿って人口・資産が集積しているため、氾濫被害ポテンシャルが大きい地域である。</p> <p>・これらの地域を洪水による被害から防御するために引き続き渡良瀬川直轄河川改修事業により、災害の発生の防止及び軽減を図る。</p>									
事業の進捗状況	<p>・渡良瀬川における1/20～1/30規模相当の洪水を、安全に流下させる。</p> <p>・事業実施にあたっては流域の豊かな自然環境にも十分配慮し、計画的に河川改修を進めて行く。</p>									
事業の進捗の見込み	<p>・今後も事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、地元関係者との協議・調整を十分に行い実施していく。</p>									
コスト削減や代替案立案等の可能性	<p>・近年の技術開発の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト削減の可能性や、事業手法の見直しの可能性を探り、今後も更なるコスト削減の視点に立ちながら、事業を進めていく方針である。</p> <p>・具体的には、建設発生土の築堤への活用や、堤防除草等の維持管理手法の検討などによるコスト削減に努める。</p>									
対応方針	継続									
対応方針理由	<p>□当該事業は、現段階においても、その必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考える。</p> <p>□渡良瀬川流域は、中核都市の市街地及び道路や鉄道が整備されており、渡良瀬川に沿って人口・資産が集積しているため、はん濫被害ポテンシャルが大きいことから、洪水による被害を防御するため、渡良瀬川直轄河川改修事業により早期に整備を実施し、災害の発生の防止又は軽減を図ることが重要と考える。</p>									
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>特に意見なし。</p> <p>&lt;栃木県の意見・反映内容&gt;</p> <p>本県南西部を流れる渡良瀬川については、昭和22年9月のカスリーン台風をはじめ、過去に大きな被害に見舞われており</p>									

、足利市・佐野市等沿川市街地の水の安全・安心を確保するうえで、さらなる河川整備の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。

<群馬県の意見・反映内容>

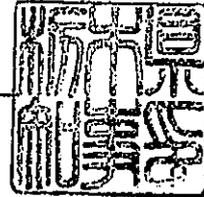
渡良瀬川及びその支川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、事業継続を希望する。



河第155号  
平成26年9月26日

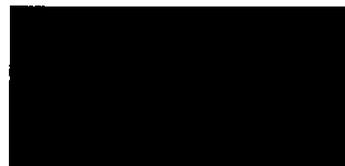
国土交通省 関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の  
作成に係る意見照会について (回答)

平成26年9月19日付け国関整企画第138号で照会のあったこのこと  
については、別紙のとおり回答します。



(再評価)

&lt;栃木県&gt;

## 【河川事業】

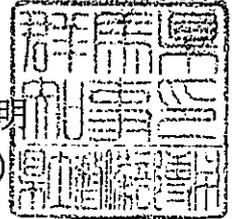
事業名	「対応方針(原案)」案 ※	栃木県知事の意見
利根川・江戸川 直轄河川改修事業	継続	<p>利根川・江戸川は、本県を流下していないが、小山市をはじめ県南部の一部が、利根川の想定氾濫区域に含まれており、関係市町の安全・安心を確保する上で、さらなる河川整備の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。</p> <p>また、渡良瀬遊水地については、渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を踏まえ、引き続き、関係自治体と連携を図りながら、賢明な利用と治水機能の確保について推進願いたい。</p>
渡良瀬川直轄河川改修事業	継続	<p>本県南西部を流れる渡良瀬川は、昭和22年9月のカスリーン台風をはじめ、過去に大きな被害に見舞われており、足利市・佐野市など沿川市街地の安全・安心を確保する上で、さらなる河川整備の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。</p> <p>また、今後も更なるコスト縮減を図るとともに、本県の事業区間についても、早期に整備を進めていただきたい。</p>
鬼怒川直轄河川改修事業	継続	<p>本県中央部から南部を流れる鬼怒川は、県都宇都宮市をはじめ沿川市街地の安全・安心を確保する上で、さらなる河川整備の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。</p> <p>また、今後も更なるコスト縮減を図るとともに、本県の事業区間についても、早期に整備を進めていただきたい。</p>
小貝川直轄河川改修事業	継続	<p>本県南東部を流れる小貝川は、昭和61年8月の大洪水により甚大な被害に見舞われたことが記憶に新しいところであり、過去の災害を繰り返さないためにも、さらなる河川整備の促進を図る必要があることから、本事業の継続を要望する。</p> <p>また、今後も更なるコスト縮減を図るとともに、本県の事業区間についても、早期に整備を進めていただきたい。</p>

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

建企 第16-18号  
平成26年10月 1日

国土交通省  
関東地方整備局長 様

群馬県知事 大澤 正明  
(県土整備部建設企画課)



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見について(回答)

平成26年9月19日付け国関整企画第138号で照会のあった標記について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

&lt;群馬県&gt;

## 【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	群馬県知事の意見
利根川・江戸川直轄河川改修事業	継続	<p>利根川及び烏川の治水安全度の向上の促進を図る必要があることから、事業継続を希望する。</p> <p>なお、利根川については、左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、堤防整備を早期に進めていただきたい。</p> <p>また、烏川についても、堤防整備を着実に進めていただくとともに、烏川調節池の整備では、地元への十分な説明や意見調整を行いながら、事業を進めていただきたい。</p>
渡良瀬川直轄河川改修事業	継続	<p>渡良瀬川及びその支川の治水安全度の向上を図る必要があることから、事業継続を希望する。</p>

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。